

訪問看護医療DX情報活用加算に係る掲示について

令和6年診療報酬改定に伴い、たじみ松坂訪問看護ステーションではオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療DX情報加算として定められた額を初定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円／月

これに関する施設基準は以下の通りです。

- ① 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(令和4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- ② 健康保険法第3錠第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- ③ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- ④ ③の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

令和7年4月1日
たじみ松坂訪問看護ステーション
管理者 松田友美